

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名：日本原(7)演習場油分離槽等清掃及び油含有汚泥汲取り処分等ほか1件
 - (2) 規 格：仕様書のとおり
 - (3) 履行場所：陸上自衛隊日本原演習場及び日本原駐屯地
 - (4) 履行期限：令和7年11月28日
- 2 競争入札執行の場所及び日時
 - (1) 場 所：陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊入札室
 - (2) 日 時：令和7年6月24日（火）10時30分
- 3 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金： 免 除
 - (2) 契約保証金： 免 除
 - (3) 違 約 金
落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。
- 4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、令和7,8,9年度「役務の提供等」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
 - (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 入札の無効
 - (1) 第4項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札
 - (4) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - (5) 電報・電話・FAXによる入札
 - (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- 6 落札の決定方式
 - (1) 品目別総額
ただし、各履行場所の油分離槽の清掃役務と油含有汚泥汲取り処分等については一体とし、それぞれの予定価格の合計をもって落札を決定する。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の110)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 契約書の作成
落札決定後に遅滞なく作成する。
- 8 適用する契約条項
 - (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
 - (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 単価契約に関する特約条項なお汚泥汲取り処分に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に準ずる

9 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年6月23日(月)17時00分必着分までを有効とします。
- (2) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
- (3) 電報・電話等による入札は認めません。
- (4) 入札参加希望者は、令和7年6月20日(金)までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格決定通知書を事前提出すること(FAX等可)。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び仕様書に関する問い合わせ先
 - ア 入札に関する事項
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本
陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊契約班 担当：折口（オリグチ）
TEL:0868-36-5151 内線(346)
FAX:0868-36-2198 (直通)
Mail:ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 - イ 仕様書に関する事項
陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊管理科 担当：生津（ナマツ）
TEL:0868-36-5151 内線(492)

本公告は、陸上自衛隊日本原駐屯地駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和7年5月27日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
役 務 件 名	日本原（7）演習場油分離槽等清掃ほか2件	作成年月日	令和7年5月12日

- 1 役務件名 日本原（7）演習場油分離槽等清掃
日本原（7）演習場油分離槽等油含有汚泥汲み取り処分
日本原（7）演習場残土処分
- 2 役務場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原演習場
- 3 契約期間
契約締結日 ～ 令和7年11月28日
- 4 役務概要
本作業は、油分離槽等に沈殿した汚泥・汚水の汲取り及び油分離槽の清掃を実施し、その汚泥（汚泥水含む）を処分する。
- 5 数量・規模
 - (1) 作業箇所数は油分離槽等役務実施箇所一覧表のとおり
 - (2) 汚泥等汲取り処分予定数量 約10,000kg
 - (3) 残土処分（汚泥含む）予定数量 約8,000kg（10 t ダンプ1台で実施）
- 6 適用仕様書
本作業は、本仕様書及び図面による他廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を厳守し実施する。
- 7 一般事項
 - (1) 本作業は、丁寧かつ確実に実施するものとする。
 - (2) 作業において、細部の寸法及び現地を確認し作業を実施するものとする。
 - (3) 作業において、図面及び仕様書に明記なき事項でも作業上当然必要なことは、請負業者の負担において良心的に行うものとする。
 - (4) 安全管理
請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
 - (5) 現場管理
ア 請負業者は、本作業の実施によって部隊の施設等に対し、損害等を与えた場合は損害事項に対して現状復旧するものとする。
イ 作業中、作業完了後は、清掃後片付けをその都度行うものとする。
ウ 作業に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。

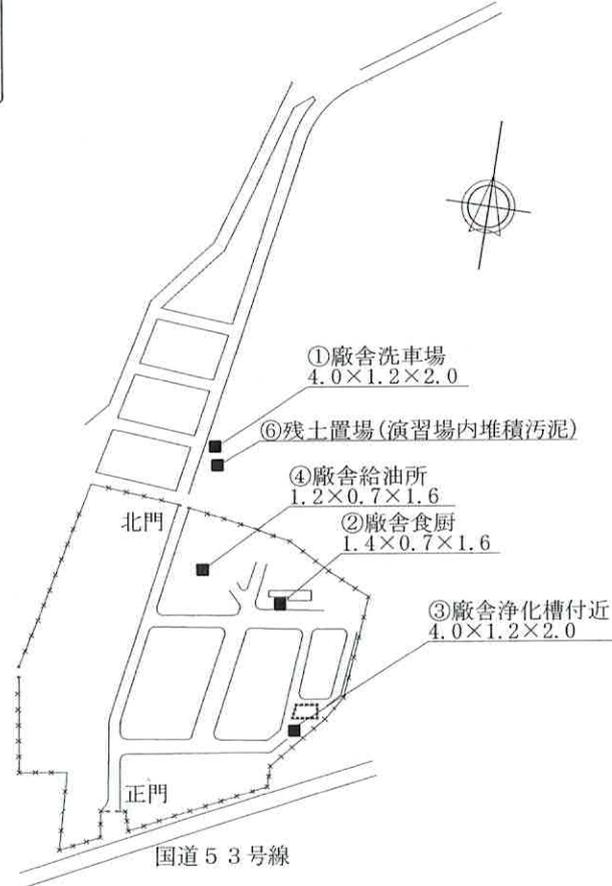
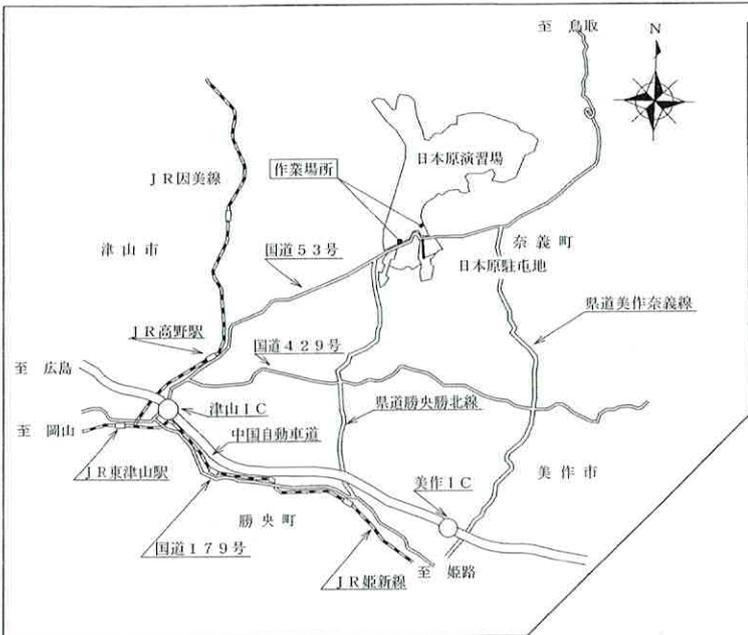
- エ 作業に必要な電気・水道については、原則請負業者が用意するものとする。ただし監督官が許可する範囲内においては、所要の手続きを行ったうえで利用できるものとし、料金は請負業者の負担とする。
 - (6) 作業写真は作業前、作業中、作業後等に撮影し、工事用A4版写真帳等に整理し作業完了後速やかに提出するものとする。
 - (7) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- 8 特記事項
- (1) 清掃要領
 - ア 清掃は、水面の油分及び底部沈殿汚泥等をバキューム車等により汲取り、高圧洗浄機等により壁面及び仕切板を洗浄し、洗浄水も汲取る。
 - イ 中間水は水中ポンプ等により、清掃が終了した槽に返送する。
 - ウ 汲上げた汚泥及び油分を含む洗浄水は、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者にて請負業者の責任において確実に適正な処分を実施すること。なお産業廃棄物処理業者は、県知事等の産業廃棄物運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けたものとする。
 - エ 汲取りは、汲取り量が明確に測定できるもので汲取ること。
 - オ 洗浄及び汲取り等に使用する器材は、すべて請負業者が用意すること。
 - カ 産業廃棄物管理票は、請負業者が用意すること。
 - (2) 本清掃作業の実施時期については、監督官と事前に調整し実施すること。
 - (3) 産業廃棄物管理票について法令上の提出期日とは別に納期までに提出すること。
 - (4) 演習場内堆積汚泥の10 t ダンプ車への積載に関しては官側が官側重機により実施するものとし、請負業者は運搬及び処分のみを実施することとする。
- 9 提出書類
- (1) 工程表（契約後速やかに）
 - (2) 現場代理人指名（変更）通知書・現場代理人略歴書（契約後速やかに）
 - (3) 着手届（着手前）
 - (4) 完了届（完了後速やかに）
 - (5) 作業写真（完了後速やかに）
 - (6) 産業廃棄物処理に関する書類
 - ア 県知事等の産業廃棄物収集運搬業許可書の写し（契約後速やかに）
 - イ 県知事等の産業廃棄物処分業許可書の写し（契約後速やかに）
 - ウ 産業廃棄物管理票（A票、B2票、D票、E票）
 - (7) その他監督官が指示する書類
- 10 検 査
- (1) 清掃については作業完了後、検査官の実施する検査を受け合格をもって完了とする。
 - (2) 処分については作業完了後、マニフェストの提出をもって完了とする。

件 名	日本原（7）演習場油分離槽等清掃ほか2件	図 番
図 名	仕様書	1/3

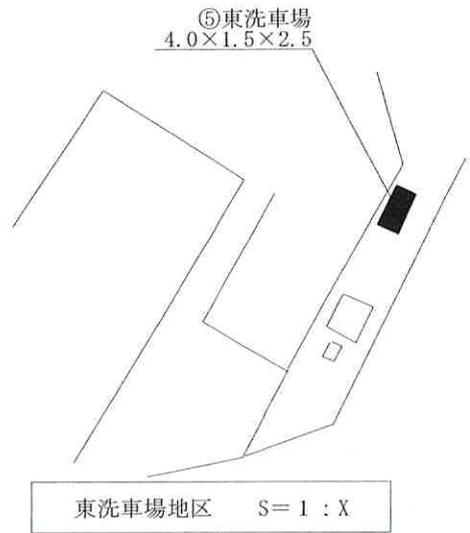
1.1 油分離槽等役務実施箇所一覧表

日本原駐屯地

番号	設置場所	寸法 (m)	作業場所の容積 (m ³)	作業回数	備考
①	廠舎洗車場	4.0 × 1.2 × 2.0	9.6	1回	
②	廠舎食厨	1.4 × 0.7 × 1.6	1.6	1回	
③	廠舎浄化槽付近	4.0 × 1.2 × 2.0	9.6	1回	
④	燃料置場	1.2 × 0.7 × 1.6	1.4	1回	
⑤	東洗車場	4.0 × 1.5 × 2.5	15.0	1回	
⑥	汚泥置場	—	—	1回	・①～⑤の清掃日とは別日に実施すること



廠舎地区配置図 S=1:X



東洗車場地区 S=1:X

件名	日本原(7)演習場油分離槽等清掃ほか2件	図番
図名	油分離槽配置図	3/3

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和7年5月27日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
役務件名	日本原（7）駐屯地油分離槽等清掃ほか1件	作成年月日	令和7年5月20日

- 1 役務件名 日本原（7）駐屯地油分離槽等清掃
日本原（7）駐屯地油分離槽等油含有汚泥汲み取り処分
- 2 役務場所 岡山県勝田郡奈義町滝本 陸上自衛隊日本原駐屯地
- 3 契約期間
契約締結日 ～ 令和7年11月28日
- 4 役務概要
本作業は、油分離槽等に沈殿した汚泥・汚水の汲取り及び油分離槽の清掃を実施し、その汚泥（汚泥水含む）を処分する。
- 5 数量・規模
 - (1) 作業箇所数は油分離槽等役務実施箇所一覧表のとおり
 - (2) 汚泥等汲取り処分予定数量 約6,000kg（別途単価契約）
- 6 適用仕様書
本作業は、本仕様書及び図面による他廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を厳守し、実施する。
- 7 一般事項
 - (1) 本作業は、丁寧かつ確実に実施するものとする。
 - (2) 作業において、細部の寸法及び現地を確認し作業を実施するものとする。
 - (3) 作業において、図面及び仕様書に明記なき事項でも作業上当然必要なことは請負業者の負担において良心的に行うものとする。
 - (4) 安全管理
請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
 - (5) 現場管理
ア 請負業者は、本作業の実施によって部隊の施設等に対し、損害等を与えた場合は、損害事項に対して現状復旧するものとする。
イ 作業中、作業完了後は、清掃後片付けをその都度行うものとする。
ウ 作業に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。
エ 作業に必要な電気・水道については、原則請負業者が用意するものとする。
ただし監督官が許可する範囲内においては、所要の手続きを行ったうえで利用できるものとし、料金は請負業者の負担とする。

- (6) 作業写真は作業前、作業中、作業後等に撮影し、工事用A4版写真帳等に整理し作業完了後速やかに提出するものとする。
- (7) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

8 特記事項

- (1) 清掃要領
 - ア 清掃は、水面の油分及び底部沈殿汚泥等をバキューム車等により汲取り、高圧洗浄機等により壁面及び仕切板を洗浄し、洗浄水も汲取る。
 - イ 中間水は水中ポンプ等により、清掃が終了した槽に返送する。
 - ウ 汲上げた汚泥及び油分を含む洗浄水は、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者にて請負業者の責任において確実に適正な処分を実施すること。なお産業廃棄物処理業者は、県知事等の産業廃棄物運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けたものとする。
 - エ 汲取りは、汲取り量が明確に測定できるもので汲取ること。
 - オ 洗浄及び汲取り等に使用する器材は、すべて請負業者が用意すること。
 - カ 産業廃棄物管理票は、請負業者が用意すること。
- (2) 本清掃作業の実施時期については、9月を基準とし、細部日程については監督官と事前に調整する。
- (3) 産業廃棄物管理票については法令上の提出期日とは別に納期までに提出すること。

9 提出書類

- (1) 工程表（契約後速やかに）
- (2) 現場代理人指名（変更）通知書・現場代理人略歴書（契約後速やかに）
- (3) 着手届（着手前）
- (4) 完了届（完了後速やかに）
- (5) 作業写真（完了後速やかに）
- (6) 産業廃棄物処理に関する書類
 - ア 県知事等の産業廃棄物収集運搬業許可書の写し（契約後速やかに）
 - イ 県知事等の産業廃棄物処分業許可書の写し（契約後速やかに）
 - ウ 産業廃棄物管理票（B2票、D票、E票）
- (7) その他監督官が指示する書類

10 検査

- (1) 清掃については作業完了後、検査官の実施する検査を受け合格をもって完了とする。
- (2) 処分については作業完了後、マニフェストの提出をもって完了とする。

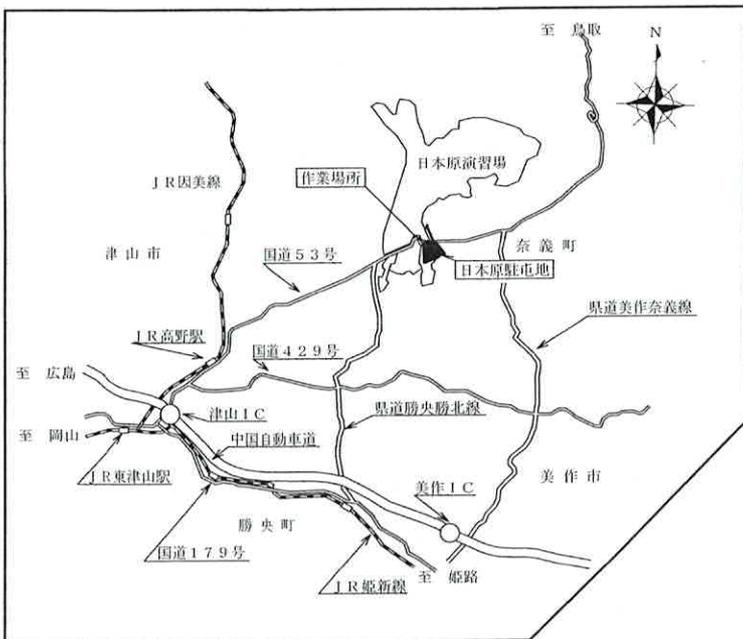
件名	日本原（7）駐屯地油分離槽等清掃ほか1件	図番
図名	仕様書	1/3

1.1 油分離槽等役務実施箇所一覧表

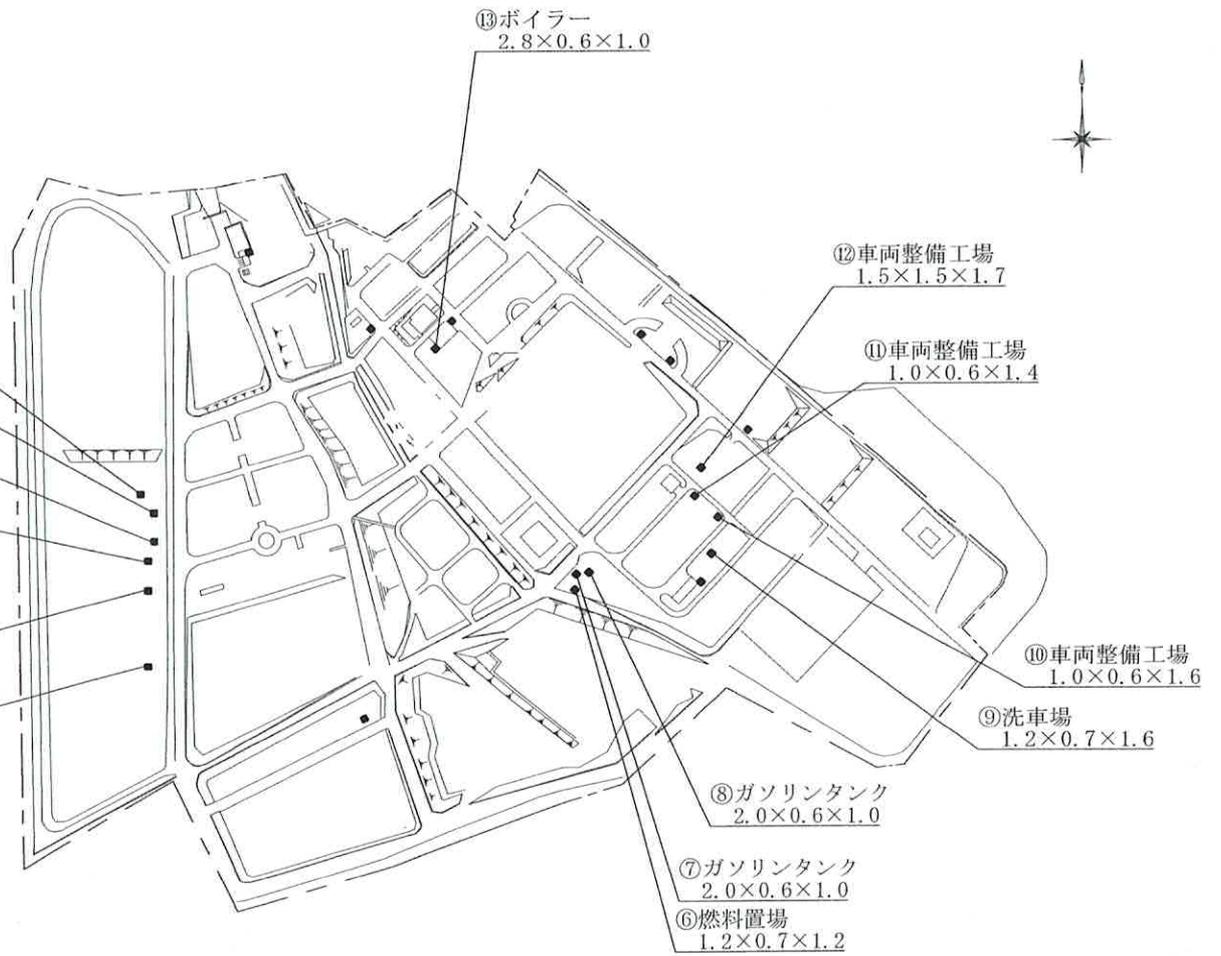
日本原駐屯地

番号	設置場所	寸法 (m)	作業場所の容積 (m ³)	作業回数	備考
①	洗車場	1.2 × 0.7 × 1.4	1.2	1回	
②	車両整備工場	1.0 × 0.6 × 1.3	0.8	1回	
③	車両整備工場	1.0 × 0.6 × 1.1	0.7	1回	
④	車両整備工場	1.0 × 0.6 × 1.1	0.7	1回	
⑤	燃料置場	1.2 × 0.7 × 1.3	1.1	1回	
⑥	燃料置場	1.2 × 0.7 × 1.2	1.0	1回	
⑦	ガソリントank	2.0 × 0.6 × 1.0	1.2	1回	
⑧	ガソリントank	2.0 × 0.6 × 1.0	1.2	1回	
⑨	洗車場	1.2 × 0.7 × 1.6	1.3	1回	
⑩	車両整備工場	1.0 × 0.6 × 1.6	1.0	1回	
⑪	車両整備工場	1.0 × 0.6 × 1.4	0.8	1回	
⑫	車両整備工場	1.5 × 1.5 × 1.7	3.8	1回	
⑬	ポイラー	2.8 × 0.6 × 1.0	1.7	1回	
⑭	汚泥置場			1回	約2,000kg

作業日ごとの作業実施箇所については監督官と事前調整して実施すること。



- ⑭汚泥置場
約2,000kg
- ①洗車場
1.2×0.7×1.4
- ②車両整備工場
1.0×0.6×1.3
- ③車両整備工場
1.0×0.6×1.1
- ④車両整備工場
1.0×0.6×1.1
- ⑤燃料置場
1.2×0.7×1.3



件名	日本原(7)駐屯地油分離槽等清掃ほか1件	図番
図名	油分離槽配置図	3/3

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

- 1 納 期 : 令和7年11月28日
- 2 納入先 : 日本原演習場及び駐屯地
- 3 金額には消費税を含まないものとする。

上記の条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札します。内訳は下記のとおり。

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	日本原(7)演習場油分離槽 等清掃	仕様書のとおり	ST	1			
2	(内訳)	"					
3	(人件費)	"	ST	1			
4	(管理費)	"	ST	1			
5	(諸雑費)	"	ST	1			
6	日本原(7)演習場油分離槽 等油含有汚泥汲取り処分	"	KG	10000			
7	日本原(7)演習場残土処分	"	KG	8000			
8	日本原(7)駐屯地油分離槽 等清掃	"	ST	1			
9	(内訳)	"					
10	(人件費)	"	ST	1			
11	(管理費)	"	ST	1			
12	(諸雑費)	"	ST	1			
13	日本原(7)駐屯地油分離槽 等油含有汚泥汲取り処分	"	KG	6000			
14		以下余白					
15							
16							
17							
18							
19							
20							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

- 1 納 期 : 令和7年11月28日
2 納入先 : 日本原演習場及び駐屯地
3 金額には消費税を含まないものとする。
上記の条件承諾の上見積りします。内訳は下記のとおり。

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	日本原(7)演習場油分離槽 等清掃	仕様書のとおり	ST	1			
2	(内訳)	"					
3	(人件費)	"	ST	1			
4	(管理費)	"	ST	1			
5	(諸雑費)	"	ST	1			
6	日本原(7)演習場油分離槽 等油含有汚泥汲取り処分	"	KG	10000			
7	日本原(7)演習場残土処分	"	KG	8000			
8	日本原(7)駐屯地油分離槽 等清掃	"	ST	1			
9	(内訳)	"					
10	(人件費)	"	ST	1			
11	(管理費)	"	ST	1			
12	(諸雑費)	"	ST	1			
13	日本原(7)駐屯地油分離槽 等油含有汚泥汲取り処分	"	KG	6000			
14		以下余白					
15							
16							
17							
18							
19							
20							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。